

国民生活基礎調査の集落抽出法

集落抽出法（cluster sampling）とは、母集団がいくつかの個体からなる「集落」から構成されている場合に、その**集落を抽出し、集落内のすべての個体を調査する抽出法**である。

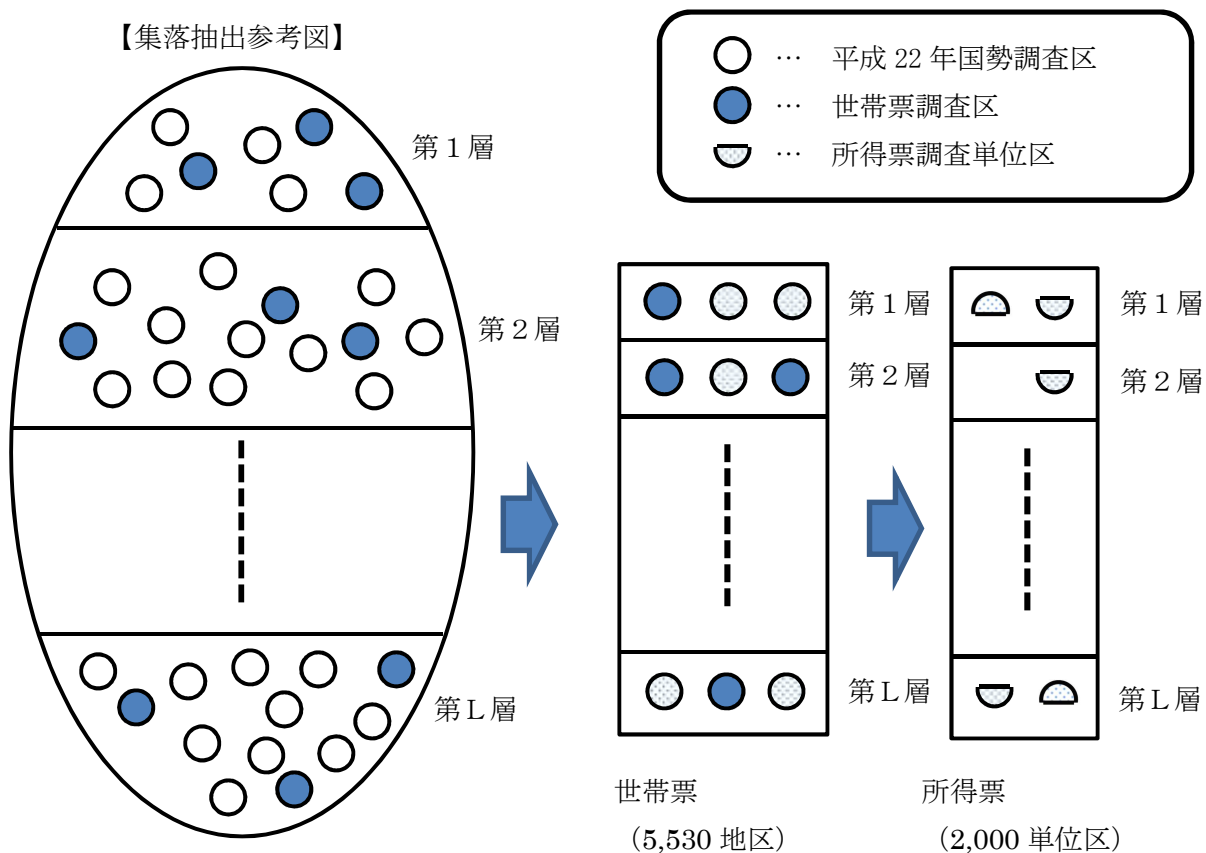
母集団の名簿の作成に当たり、個体ごとのリストが得られないが、個体がいくつかまとまった集落であればリストが得られるという場合がある。

集落抽出法が用いられるのはこのような場合である。例えば、国民生活基礎調査では、全国の世帯と世帯員が調査対象であり、調査客体として世帯を抽出する必要があるが、全国の世帯リストは存在しないため、母集団名簿が得られないことになる。

一方、国勢調査に基づく国勢調査区はおおむね 50 世帯を含むように設定がされていることから、国勢調査区を世帯の「集落」と考えることができる。国勢調査区はリストが得られることから、個体である世帯を抽出するのではなく、集落である国勢調査区を抽出し、その中の全世帯を調査することにより調査を行うことができる。

また、集落抽出においては観察単位がまとまっているため、①調査対象となる地区の全世帯が調査対象者であるため、母子世帯など出現頻度の低い事象が漏れなく把握可能であること、②調査対象となる世帯が集中していることにより、調査員調査の稼働効率が高く経費を安く抑えることができること③調査対象となる地区の全世帯が調査対象者であるため、調査対象者に対して調査協力の説明が効果的というメリットがある。

【集落抽出参考図】



国勢調査区
(約 101 万地区)